

# 長 浜 市

## エネルギー価格高騰対策支援事業

### 申請ガイド

申請期間	令和5年 <b>8</b> 月 <b>21</b> 日 (月) <b>9:00</b> ≡ 令和5年 <b>10</b> 月 <b>31</b> 日 (火) <b>16:00</b> <b>予算上限額に達し次第終了します。</b> ※ システムメンテナンス等で申請できない時は、ホームページ等で事前にお知らせします。
申請方法	<u>オンライン申請のみで受け付けます。</u> 申請は専用フォームからお願いします。 専用フォーム URL ( <b>8月21日 9:00</b> 公開 ) ▼ <b><a href="https://logoform.jp/f/QLrV7">https://logoform.jp/f/QLrV7</a></b> QRコード 
問い合わせ先	一般社団法人 <b>長浜ビジネスサポート協議会</b> (長浜市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業受託事業者) <b>8月1日</b> (火) から <b>11月17日</b> (金) まで 問合せ受付時間 <b>9:00 ~ 17:00</b> ※土日祝並びに夏季閉館日 (8/14~8/16) を除く ※令和5年10月31日は 9:00 ~ 16:00 <b>専用電話番号 0749-53-2533</b> <b>専用メールアドレス energy@nagahamabiz.com</b>

# 目次

1. 概要	1 p
2. 支援対象者	2 p
3. 支援金額	3 p
4. 対象エネルギー経費	4 p
5. 対象期間	4 p
6. 対象月	4 p
7. 申請書類	4 p
8. 申請	5 p
9. 申請フロー	5 p
10. 問い合わせ先	5 p

# 1. 概要

エネルギー価格高騰の影響を受ける長浜市内に事業所等を有する中小企業・小規模事業者及び個人事業者に支援金を支給し、事業継続を後押しします。

## 支援金額

**5**万円 ※ 高圧電力及び特別高圧電力の契約者には5万円を上乗せ支給  
※ 1事業者につき1回限り

## 支援対象者

以下のすべてを満たす事業者

- (1) 長浜税務署で申告を行うもの
- (2) 長浜市内に事業所等を有する中小企業・小規模事業者及び個人事業者
- (3) 令和4年7月～令和5年6月の対象期間内のいずれか任意のひと月のエネルギー経費（電気・ガス・ガソリン等）を月5万円（税込）以上要したものの
- (4) 長浜市が実施する次の支援金等を受給していないもの
  - ・長浜市地域公共交通燃料費高騰対策支援金
  - ・長浜市障害福祉サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金
  - ・長浜市介護保険サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金
  - ・長浜市民間放課後児童クラブ原油価格・物価高騰対策支援金
  - ・長浜市小規模放課後児童クラブ原油価格・物価高騰対策支援金
  - ・長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金（原油価格・物価高騰負担軽減臨時特例事業）
  - ・長浜市病児保育施設整備費等補助金（原油価格・物価高騰負担軽減臨時特例事業）

## 申請期間

令和5年 **8**月 **21**日（月） 9:00 ～ 令和5年 **10**月 **31**日（火） 16:00

予算上限額に達し次第終了します。

※ システムメンテナンス等で申請できない時は、ホームページ等で事前にお知らせします。

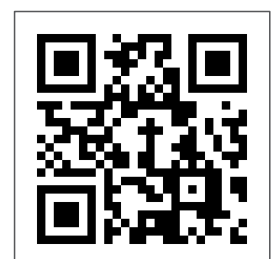
## 申請方法

オンライン申請 ※申請は専用フォームからお願いします。  
(紙での提出受付はできません)

専用フォーム URL (8月21日 9:00 公開)

▼  
<https://logoform.jp/f/QLrV7>

QRコード



## 2. 支援対象者

次のすべてを満たす中小企業・小規模事業者及び個人事業者

- (1) 長浜税務署で申告を行う「長浜市内に事業所等を有する中小企業・小規模事業者及び個人事業者」で、「対象期間（P4参照）内いずれか任意のひと月」に「月5万円（税込）以上のエネルギー経費」を要したものの
- (2) 申請時に長浜市内で事業を営んでいて、今後も事業を継続するもの
- (3) 市税に滞納がないもの
- (4) 法人の場合は下記に該当するもの
  - 直近の法人市民税確定申告書（第二十号様式）の所在地が長浜市である事業者
  - 中小企業等経営強化法第二条第二項に規定する中小企業者
- (5) 個人事業者の場合は次に該当するもの（P3参照）
  - 事業所等の所在地が長浜市内であることが確認できる書類を提出できるもの

※ 事業所等とは ➡ 本社、事業所、本店、支社、支店、営業所等  
ただし、「長浜税務署で申告をした」事業者に限る

※ 事業者とは ➡ 長浜市内で主たる事業所を有する、中小企業、小規模事業者又は、フリーランスを含む個人事業者

### 【法人】

#### 中小企業

業種	中小企業者 定義（※次のいずれかに該当）	
	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

#### 小規模事業者

業種	小規模事業者 定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

## 【個人事業者】

### 個人事業者（フリーランスを含む）

- 事業所等の所在地が長浜市内であることが確認できる書類を提出できるもの
  - ※ 確定申告書第一表で所在地が確認できる場合は、確定申告書第一表のみを提出ください。  
所在地が確認できない場合は、事業所所在地や事業内容が確認できる公的機関が発行する書類を合わせて提出ください。（開業届、営業許可証、建築業許可証等公的機関発行の許可証）
- フリーランスとは個人で複数のクライアントと「仕事を契約して収入を得る」一般的な自由業

#### その他

- (1) 会社以外の法人（医療法人・農業法人・NPO法人・社会福祉法人等）も対象とします。  
ただし、政治団体や宗教法人・宗教団体のほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者は対象外となります。
- 【対象外業種】
- ① 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
  - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
  - ③ 政治団体
  - ④ 宗教上の組織もしくは団体
  - ⑤ ①～④までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと長浜市長が判断する者等
- (2) 不動産賃貸業を営む事業者において、当該賃料が事業収入として計上されていれば対象、不動産収入として計上されている場合は対象外
- (3) 事業収入であっても「副業」は対象外 ※ 給与が事業収入を上回る場合は「副業」として取扱う
- (4) 公共施設等の指定管理者は対象外

## 3. 支援金額

5万円

- ※ 高圧電力及び特別高圧電力の契約者には5万円を上乗せ支給
- ※ 1事業者につき1回限り

## 4. 対象エネルギー経費

長浜市内の事業所等で使用した

- ・ 電気料金
- ・ ガス料金
- ・ 灯油及び重油料金
- ・ 軽油料金
- ・ ガソリン料金



左記の経費の支払いがわかる領収書

※ **任意のひと月において、5万円（税込）以上のエネルギー経費の支出が確認できれば足够了。**

(例えば、任意のひと月に7万円の電気料金と3万円のガス料金の支出がある場合、7万円の電気料金の領収書のみをご提出ください)

エネルギー経費が口座引き落としの場合は、通帳の写しと請求書（内訳がわかるもの）の添付が必要です。

## 5. 対象期間

- ・ 令和4年7月～令和5年6月の12か月間のいずれか任意のひと月

## 6. 対象月

- ・ 支払を行った月

例) 7月に給油しクレジットカードで支払い、8月に請求引き落とし ➡ 8月のエネルギー経費

例) 7月15日～8月14日の電気使用料金を8月に口座引き落とし ➡ 8月のエネルギー経費

例) 7月～9月の使用料を9月に一括引き落とし

➡ 9月のエネルギー経費、ただし金額は3か月のうち1つを選択可能（内訳なしの場合は按分）

※ 対象月を複数選択することは不可

## 7. 申請書類

	対象者要件に関するもの	対象経費・支援金振込みにに関するもの
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の法人税及び地方法人税確定申告書の別表一</li> <li>・ 直近の法人市民税確定申告書（第二十号様式）               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 收受印が確認できるもの</li> <li>※ 電子申請の場合は、「受信通知」又は「電子申告終了報告書」「申告受付完了通知」をあわせて提出</li> </ul> </li> <li>※ 上記申請書類の他、支援対象者であることを確認する書類の提出を求める場合があります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象期間において、5万円（税込）以上のエネルギー経費を要したことがわかる領収書等               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 口座引落の場合は、通帳の写しと請求書（内訳がわかるもの）の提出が必要です。</li> </ul> </li> </ul>
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定申告書 第一表               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 收受印が確認できるもの</li> <li>※ 電子申請の場合は、「受信通知」又は「電子申告終了報告書」をあわせて提出</li> </ul> </li> <li>・ 確定申告書第一表で事業所の所在地が確認できない場合は、事業所の所在地が確認できる公的機関が発行する書類（開業届・営業許可証・建築業許可証等公的機関発行の許可証）</li> <li>※ 上記申請書類の他、支援対象者であることを確認する書類の提出を求める場合があります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧電力及び特別電力契約者の場合は、検針票など高圧電力等の契約をしていることがわかるもの</li> <li>・ 支援金振込先口座の通帳の写し               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 金融機関、支店、口座名義人、口座番号が確認できるもの</li> </ul> </li> </ul>

## 8. 申請

オンライン申請 ※申請は専用フォームからお願いします。

専用フォーム URL (8月21日 9:00 公開)

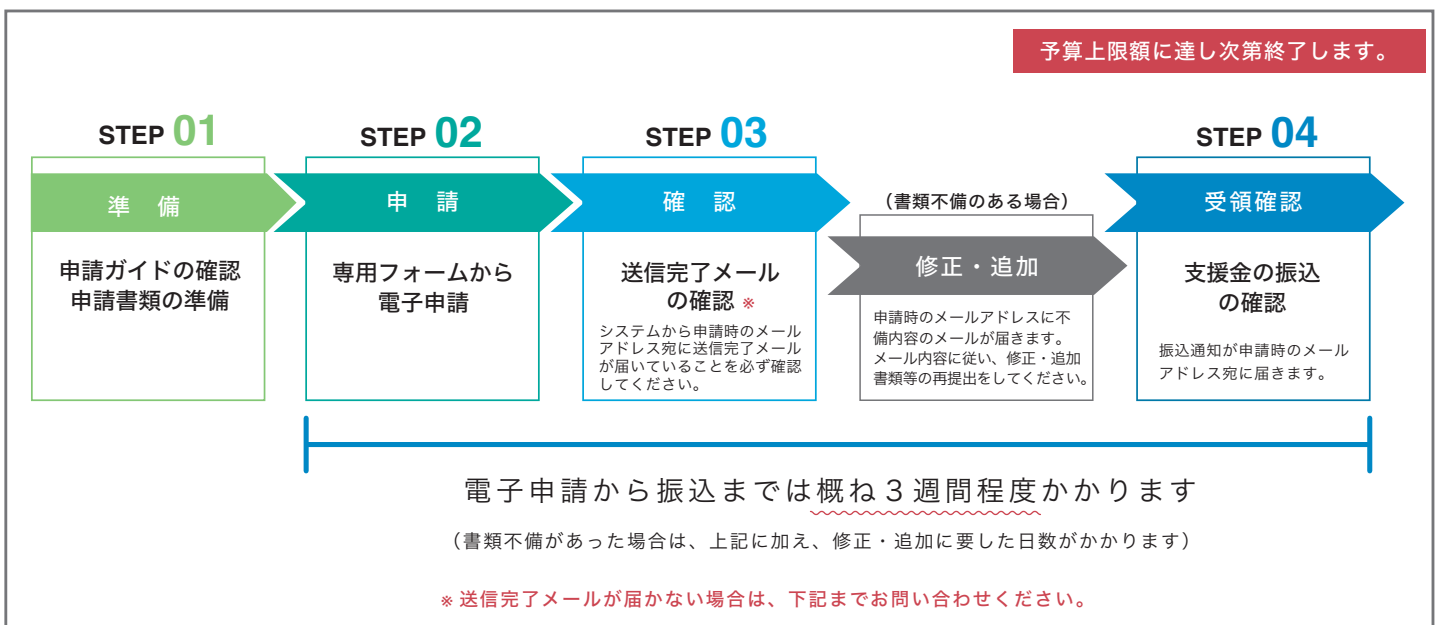
<https://logoform.jp/f/QLrV7>

QR コード



オンライン申請送信後、「送信完了」メールが届きます。なお、申請内容の不備連絡や確定後の振込連絡はメールでお送りしますので、「@logoform.jp」と「@nagahamabiz.com」からのメールを受信できるように設定をお願いします。

## 9. 申請フロー



## 10. 問い合わせ先

本支援金の支給に関する業務は、長浜市が長浜ビジネスサポート協議会に委託しています。  
申請の受付や書類不備の確認等は、長浜ビジネスサポート協議会が行います。連絡手段は主にメールを使用します。

一般社団法人 **長浜ビジネスサポート協議会**  
(長浜市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業受託事業者)

8月1日(火)から11月17日(金)まで

問合せ受付時間 **9:00 ~ 17:00**

※土日祝並びに夏季閉館日(8/14~8/16)を除く

※令和5年10月31日は9:00~16:00

専用電話番号

**0749-53-2533**

専用メールアドレス

**energy@nagahamabiz.com**